



2020年4月22日

各位

上場会社名 グローム・ホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役社長 金子 修  
(JASDAQ・コード 8938)  
問合せ先 経営企画管理室 室長 宮下 仁  
(TEL 03-5545-8101)

### 調査報告書受領のお知らせ

当社は、2020年2月4日付の「当社元子会社における不適切な取引行為判明による社内調査委員会設置に関するお知らせ」にて開示致しましたとおり、当社の元連結子会社であるロジコムリアルエステート株式会社（現株式会社LCリアルマネジメント（以下「リアル社」といいます。））において、過去の決算において不適切な取引行為が行われていた可能性があることが判明しました。当社は直ちに不適切な取引行為等の詳細、影響金額を含め事実関係解明のために、社外有識者を主要メンバーとする社内調査委員会を設置し、調査を実施しました。

本日、社内調査委員会より、その調査報告書を受領致しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 社内調査委員会の調査結果

調査委員会の調査結果につきましては、当社において要約を施した別添の「調査報告書（要約版）」をご参照下さい。

#### 2. 業績への影響

当社は、2015年3月期以降の売上高、売上原価及び資産除去債務の金額の見直し等、必要と認められる訂正を行うことといたしました。

この決算訂正により、2015年3月期第3四半期から2017年3月期までの有価証券報告書及び2015年3月期第3四半期から2017年3月期までの四半期報告書に係る訂正報告書を提出するとともに、過年度の決算短信等を訂正いたします。なお、2018年3月期に係る第1四半期報告書、同第2四半期報告書、同第3四半期報告書、及び同有価証券報告書並びに2018年3月期に係る第1四半期決算短信、同第2四半期決算短信、同第3四半期決算短信、及び決算短信につきましては、2017年3月期に係る記載があることを受けて訂正したものです。

詳細については、本日付当社プレスリリース「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

### 3. 再発防止策

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、本件のような不適切な取引はもちろんのこと、取引情報の把握及び情報の共有を強化するために、以下の再発防止策を実行し、情報共有体制及びコンプライアンス遵守体制の整備・運用を図ってまいります（期間内に順次実施して参ります。）。

#### 1 グループ会社管理体制の強化（2020年9月末まで）

- (1) 当社関係会社管理規程の内容を各子会社に周知する。
- (2) 各子会社の事業内容や事業規模に照らして、報告基準に関する運用細則を定め、事業内容・リスクに応じた情報収集体制を構築する。
- (3) 子会社の各業務分野に応じて当社の情報収集体制を構築し、情報収集の各主管部署は管理・監督のモニタリング状況を踏まえて、適宜必要な業務の見直しを行い、グループ会社管理を強化していく。

#### 2 当社内における情報共有体制の強化（2021年3月末まで）

当社関係会社管理規程に定められた連携推進部署は、それぞれ子会社から吸い上げた情報を社内に適切に共有・展開するための仕組みを整備し、運用を開始する。

#### 3 会計コンプライアンス遵守の意識の再確認（2021年3月末まで）

- (1) 当社の財務・経理部門が中心となり、当社及び各子会社の全役職員に対して、会計コンプライアンスに係る法令、会計基準等についての社内研修・教育等を実施し、
  - ・各子会社の役職員らに対して、上場会社の子会社として、会計コンプライアンス意識の徹底を図る。
  - ・当社の関係役職員に対して、親会社として、各子会社の事業実態を把握し、自社グループとして問題をとらえるべく、コンプライアンス遵守の意識の徹底を図る。
- (2) 新たな事象に対する会計基準等の適用を検討したり、過去の会計処理等の適否をあらためて検証したりするような場合には、財務・経理部門は会計監査人や外部の各種専門家に対して、適時適切に相談を行う。

以 上

(別添) 調査報告書(要約版)

## 第1 調査の概要

当社は、当社の元連結子会社であるロジコムリアルエステート株式会社(現株式会社 LCリアルマネジメント。以下商号変更の時期にかかわらず、「LRE」という。)の2015年3月期及び2016年3月期の会計処理の適切性について、外部より指摘を受け(以下、当該指摘を「**本件指摘**」という。)、本件指摘に係る事項の当時の事実関係に関する調査及び検討のため、2020年2月5日に外部の専門家を交えた社内調査委員会を設立した<sup>1</sup>。

社内調査委員会は、①本件指摘に係る事実関係の調査及び会計処理の適切性についての検討、②類似事象の有無に関する調査及び検討、③①及び②の事実調査の結果判明した事実が発生した原因・背景事情の分析、④③の分析を踏まえた再発防止策の提言を目的として、かかる目的に必要な範囲で、ヒアリング調査、関係資料の精査及びデジタル・フォレンジック等を実施した。

## 第2 調査結果

### 1 LREの概要等

LREは、岐阜県本巣市の商業施設(当時の名称は「リオワールド」といい、その後施設名を「LCワールド本巣」と変更した。以下、時期を問わず「**LCワールド本巣**」という。)の所有及び運営を主な事業とする会社であり、2011年9月に当社連結子会社となった。

当社は、2016年6月30日に、株式会社ダヴィンチ・ホールディングス(現株式会社 DAホールディングスをいい、以下、時期を問わず「**DA社**」という。)との資本・業務提携並びにDA社の持分法適用関連会社化を行うにあたり、LRE株式を、DA社の100%子会社であるリータ社に譲渡した。その結果、LREは当社の持分法適用会社であるDA社の100%孫会社となり、現在に至る。

本件指摘の対象となっている取引や会計処理が行われた2015年3月期及び2016年3月期におけるLREの代表取締役はA氏であり、他にB氏、C氏及びD氏が取締役を務めていた。

---

<sup>1</sup> 社内調査委員会の構成は、委員長：渋谷卓司(弁護士)、委員：古市岳久(公認会計士)、福島満則(当社常勤監査役)、田中宏(当社内部監査室長)及び野崎有希子(当社財務・経理部長)である。本件指摘はいずれもLREの会計処理に関するものであるところ、当社は、2016年6月、当社が保有していたLREの全株式を株式会社リータ(以下「**リータ社**」という。)に譲渡しており、本件指摘を受けた時点において、LREは当社の子会社ではなかったことから、外部の弁護士及び公認会計士が調査を主導する限り、当社の役職員を社内調査委員に選任したとしても、調査の客観性が損なわれるものではないと判断し、当社役職員も当委員会の委員として選定した。また、西村あさひ法律事務所の弁護士及び太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社の公認会計士が調査補助者として社内調査委員会の調査に携わった。

2016年4月2日にA氏及びB氏は、LRE取締役を解任された。その後、A氏及びB氏は、当社やLRE等を相手に損害賠償請求訴訟(以下「**本件訴訟**」という。)を提起した。本件訴訟については、当社等を被告とする弁論とLREを被告とする弁論に分離された後、当社等を被告とする訴訟は第一審判決(当社等の勝訴)が確定している。LREを被告とする訴訟は、2018年12月26日第一審判決及び2019年11月27日控訴審判決を経て、2020年2月21日、上告及び上告受理申立てをいずれも却下する決定がなされ、控訴審判決(LREの勝訴)が確定した。

## 2 調査の結果修正すべきと認められた案件

### (1) a社及びb社案件

LREは、2015年3月期、a社が物件甲にかかる信託受益権及び物件乙を売却するに際して、同社との間で事務処理等の業務を受託する旨の業務委託契約を締結したとして、同契約に基づき1億7850万円<sup>2</sup>を、さらに、a社から、同社の物件乙にかかる不動産賃貸借に伴う協力業務を受託したとして、3200万円を売上として計上した。また、LREは、2015年3月期、b社に対し、物件甲及び物件乙の売買に関する事務処理業務等を委託したとして、外注委託料として5950万円を、さらに、物件乙にかかる不動産賃貸借に伴う協力業務を委託したとして、外注委託料として2000万円を、それぞれ計上した。

また、LREは、b社に対し、本巣ショッピングワールドに関する有効活用コンサルタントに関する業務及び庶務関連業務を委託する旨の業務委託契約を締結したとして、2016年3月期に1億1800万円及び6000万円の前渡金を計上した。

この点につき、本件訴訟において、LREは、これらの契約は、A氏及びB氏が、a社の要望を受けて、同社の関係会社であるb社に還流させてほしい旨を要望されたことによる架空の取引である旨主張しており、控訴審の判決において、いずれの契約も実体を伴わない架空の取引であると認定されている。

金額的にも、物件甲の信託受益権売買並びに物件乙の売買及び賃貸借に関する業務委託料名目でLREからb社に支払われた金額は合計1億9750万円であり、物件甲の信託受益権売買並びに物件乙の売買及び賃貸借に関してa社からLREに支払われた金額合計2億1050万円の約94%の金銭がLREからb社に流れており、LREが受領した金額割合が僅少にとどまる。

以上に鑑みれば、これらの契約は、実体を伴わない架空のものであり、LREを介してa社からb社に金銭を還流させることを目的とした、実質的な資金取引であったと認められ

---

<sup>2</sup> 消費税別。表示単位未満の端数については切り捨て表示とする。以下、金額について特段の記載がない限り同様である。

る。

また、LRE は、b 社に対し、本巢ショッピングワールドに関する有効活用コンサルタントに関する業務及び庶務関連業務を委託する旨の業務委託契約に基づく前渡金を計上しているところ、本件訴訟の控訴審判決において、当該業務委託契約も実体を伴わない架空のものであったと認定されており、本件訴訟に係る資料をあらためて精査しても、関係者メールから認められる当該業務委託契約書の作成経緯や、業務委託料に見合う業務が遂行されたと認めるに足る事実が見当であったことに照らしても、当該業務委託契約が実体を伴ったものであったと認めることはできない。

したがって、LRE が 2015 年 3 月期において、a 社との契約に基づき売上を計上したことは不適切であり、売上計上を取り消すべきである。また、同様に、LRE が 2015 年 3 月期及び 2016 年 3 月期において、b 社の契約に基づき外注委託料等を計上したことは不適切であり、当該会計処理を取り消すべきである。具体的には以下の修正処理を行う必要がある。

なお、修正仕訳については、当社が LRE 株式をリータ社に売却したことにより、LRE が当社の子会社でなくなった 2016 年 6 月末までの期間について記載する(以下、全ての修正仕訳について同様である。)

- ※1：2015 年 3 月期に計上された a 社に対する架空の売上高(入金済)を取り消し、仮受金を計上する。
- ※2：2015 年 3 月期に計上された b 社に対する架空の支払手数料(支払済)を取り消し、仮払金を計上する。
- ※3：2016 年 3 月期に計上された b 社に対する架空の支払手数料(支払済であり、特別損失で計上されている)を取り消す。
- ※4：a 社からの入金、b 社への支払の決済差額を特別損失に計上する。

【修正仕訳】

(単位：千円)

会計年度	注	借方科目	金額	貸方科目	金額
2015年3月期	※1	売上高	178,500	仮受金	178,500
		売上高	32,000	仮受金	32,000
	※2	仮払金	59,500	販売費及び一般管理費	59,500
		仮払金	20,000	販売費及び一般管理費	20,000
2016年3月期	※3	仮払金	192,240	特別損失 <sup>3</sup>	192,240
	※4	特別損失	61,240	仮払金	61,240

(2) モジュールハウス事業に関する案件

ア モジュールハウス事業概要

2015年頃、LREは、土木及び建築の設計・管理・施工事業を営むc社からの提案を受け、モジュールハウス事業を始めることとした。

LREは、自らが発注者となってc社に対して40戸のモジュールハウス建築を発注し、36戸の引渡を受けた(以下「**タウン1案件**」という。)。また、新たにd社を発注者として、モジュールハウス建築工事を請け負い、当該モジュールハウス建築工事をc社に下請発注することとした(以下「**タウン2案件**」という。)。そして、2015年12月25日付けで、d社がLREに対して、モジュールハウス150戸を建築する工事(完成日：2016年3月25日、建築工事代金3億円)を発注する旨の契約書(以下、同契約書に記載された内容の契約を「**d社建築工事請負契約**」という。)が作成された。また、同日付けで、LREがc社に対して、モジュールハウス150戸を建築する工事(完成日：2016年3月25日、建築工事代金3億円)を発注する旨の契約(以下、同契約書に記載された内容の契約を「**c社建築工事請負契約**」という。)が作成された。

その後、タウン2案件の引渡期限である2016年3月25日に至っても、中国から輸入されるはずのコンテナは輸入されず、基礎工事も行われない状況が続き、LREは、d社に対して、引渡期限を2016年6月まで延長するよう交渉していたが、同年4月2日、LREにおいて、モジュールハウス事業を担当していたA氏及びB氏の両名がLREの取締役から解任された。

LREは、中国からのコンテナ輸入の目途が立っていないことに加えて、今後、B氏抜きでは、c社と協働することはできないと判断し、c社の債務不履行等を理由に、c社建築工事

<sup>3</sup> 本調査報告書では、仕訳の連動性を確保するために特別損失で表示している。連結財務諸表の開示においては、当初計上時に収用に関する譲渡経費として収用補償金(特別利益)と相殺して表示していたため、当該修正仕訳についても連結財務諸表の開示においては収用補償金(特別利益)の調整として表示される。

請負契約を解除する旨の2016年4月11日付け通知書を発出した。また、d社建築工事請負契約については、2016年5月19日付けで、LREの履行不能を理由に合意解除する旨の合意書が作成された。

## イ e社案件

LREと、e社との間で、2015年11月30日付けで、タウン1案件に関して、元請事業者であるc社をe社に紹介した対価として、e社がLREに3900万円の紹介料を支払う旨の取引約定書が作成され、LREは、2016年3月期、e社から受領した紹介料3900万円について、売上として計上した。

この点につき、本件訴訟においてLREは、e社との間で作成された取引約定書は、A氏が、c社に対し、決算の黒字化を目的として、LREがc社に支払った金額の一部をLREに還流して欲しいと依頼した実体を欠く架空の契約書であった等と主張している。LREは、e社から紹介料の支払いを受けた2016年3月15日に、紹介先であるc社に対して、タウン1案件の前渡金として3746万円、タウン2案件の前渡金として5855万円の合計9602万円を支払っているところ、本件訴訟の控訴審判決においては、上記取引約定書は架空のものであり、2016年3月15日にe社からLREに振り込まれた3900万円は、同日LREがc社に対して支払った金銭の一部が入金されたものであると認定されている。本件訴訟に係る資料をあらためて精査し、A氏の証言や主張構造を踏まえて検討したが、控訴審判決と異なる判断をすべき事情は不見当であり、上記取引約定書は実体を欠き、e社から振り込まれた3900万円は、LREからc社に対して支払われた前渡金の一部がe社を介してLREに還流されたものに過ぎないと認められる。

したがって、LREが、2016年3月期に、e社から受領した紹介料3900万円を売上として計上したことは不適切であり、同計上は取り消されるべきである。また、e社からLREに支払われた3900万円の紹介料は、LREからc社に支払われたタウン2案件の前渡金5855万円を原資としているところ、当該紹介料相当額は、前渡金に充当されるべきである。

e社に対する売上計上の修正仕訳については、下記ウ記載のc社案件との関連性が深いため、下記ウに一括して記載する。

## ウ c社案件

LREは、モジュールハウス事業に関連してc社に支払った合計1億5443万円を前渡金として計上した。その後、2017年12月期末において、LREは、c社から回収不能であると判

断し、特別損失を計上した<sup>4</sup>。

この点、上記ア記載のとおり、2016年4月11日の時点で既に、LREは、c社の債務不履行等を理由とするc社建築工事請負契約の解除通知を发出している。これに対して、c社側は、契約解除や前渡金の返還を拒み、LREに対して、輸入済みのコンテナを引き取るよう求めていたことが認められるものの、双方の主張は平行線を辿り、LREは、2016年7月以降、c社との間で任意の交渉を取りやめた。LREとしては、弁護士から、前渡金の返還を受けるには訴訟を提起する必要があるとの助言を得たものの、仮に勝訴したとしてもc社にはめぼしい財産がなく回収可能性があるとは考えにくいことなどから、c社に対する訴訟を提起するとの判断には至らず、結局、c社へ支払った前渡金は全く回収できなかった。

以上のとおり、LREは、2016年4月11日付けの解除通知により、c社による債務不履行等を理由とする解除の意思表示を行い、c社からコンテナの引渡を受けることを拒絶している以上、LREとしては、c社に支払済みであった前渡金については、原則として、解除に基づく原状回復請求権の対象として、現金による回収のみを見込む状況となっていた。しかしながら、この時点において既に、LREとしては、c社に支払済みの前渡金相当額を支払う資力はないと考えており、それ以上財務状況等の調査も行っていないことに照らせば、当該未収金の回収可能性は乏しいと認識していたものと認められる。なお、LREはc社との任意での交渉を続けてはいるものの、任意交渉の過程で、c社からの回収可能性が高まったと期待される事実は認められず、現実には、LREは、c社から前渡金の返還を受けていない。

これらの事情に照らせば、LREからc社に支払われた前渡金は、2016年4月11日に解除通知を发出した時点において、LREとして回収可能性が乏しいと認識していたと認められ、かかる解除通知の原因となるc社の債務不履行は、2016年3月25日の時点で既に存在していたことからすれば、これを修正後発事象として、2016年3月期の会計処理に反映させるべきであった。

具体的には、上記イ記載のe社案件に係る修正処理と併せて、以下の修正処理を行う必要がある。

※1：e社に対する架空の売上高を取り消し、その原資となった2016年3月15日の前渡金を取り崩す。

※2：回収不能となったc社への前渡金合計1億5443万円のうち、e社からの入金3900万円を相殺した1億1543万円の損失処理を行う。なお、2017年3月期に計上された前渡金である44万円(2016年4月15日)と1119万円(2016年7月31日)の合計1163万円

---

<sup>4</sup> ただし、DA社の連結財務諸表では、1億5443万円の前渡金の内9982万円を2016年6月末のLRE受入時に、残額の5460万円を2016年12月期に回収不能であるとして取り崩す処理を行っており、持分法投資損益を通じて当該処理が当社の連結財務諸表にも反映されている。



は、2016年3月期末では未払費用とする。

※3：2017年3月期(2016年6月30日以前)に費用計上されたd社建築工事請負契約に関連する支出を2016年3月期に費用処理する。

※4：2017年3月期(2016年6月30日後)に費用計上されたd社建築工事請負契約に関連する支出を2016年3月期に費用処理する。

※5：※3で修正対象となった仕訳の修正(LREでの当初計上金額が400万円誤っていた。)が2016年7月に行われていたため、※3の修正に合わせて2016年3月期の修正として処理する。

※6：※2について2017年3月期(2016年6月30日以前)に費用処理又は前渡金として計上された仕訳を取り消す。

※7：※3について2017年3月期(2016年6月30日以前)に費用処理又は前渡金として計上された仕訳を取り消す。

#### 【修正仕訳】

(単位：千円)

会計年度	注	借方科目	金額	貸方科目	金額
2016年3月期	※1	売上高	39,000	前渡金	39,000
	※2	特別損失	115,430	前渡金	103,796
				未払費用	11,633
	※3	特別損失	26,716	未払費用	26,716
	※4	特別損失	2,595	未払費用	2,595
※5	未払費用	4,000	特別損失	4,000	
2017年3月期	※6	未払費用	440	前渡金	440
	※7	未払費用	26,716	前渡金	18,320
				売上原価	8,040
				販売費及び一般管理費	354

#### エ d社案件

LREは、d社建築工事請負契約に基づいて、d社から消費税を含めて合計2億77万円の支払を受け、2016年3月期に、上記金額のうち1億8590万円を売上計上し、残る1487万円を仮受消費税等として計上した。当該売上に対応して、c社への前渡金を充当する形で売上原価4020万円を計上した。

その後、LREは、2016年7月31日に、上記売上及び売上原価の計上を取り消した<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> DA社の連結財務諸表では、1億8590万円について2016年6月末のLRE受入時に売上を取消した上で、受入処理を行っており、持分法投資損益を通じて当該処理が当社の連結財務諸表にも反映されている。

ただし、上記ア記載のとおり、タウン2案件については、引渡期限である2016年3月25日になっても引渡がなされず、d社建築工事請負契約については、2016年5月19日付け合意書において、LREの履行不能を理由に合意解除されており、両者の間で売買契約を締結した事実や、それに伴う目的物の引渡の事実は窺われない。

なお、この点に関し、LREが所有するモジュールハウス及び付帯設備一式を、d社に代金1億8590万円で売却する旨の2016年3月29日付け「商品売買基本契約書」と題する書面が存在することが確認された。

しかしながら、当該書面には、d社とLREいずれの押印・署名もなされていない。また、LREとd社は、2016年5月19日付けの合意書において、タウン2案件について、LREの履行不能を理由とした契約解除を合意しているが、同合意書において解除の対象とされているのは、あくまでもd社建築工事請負契約であってモジュールハウスの売買契約については何ら言及されていない。このことからすると、同合意書の作成以前の段階において、LREとd社との間で、モジュールハウスを売買する旨の合意が成立していたとは認め難い。

これらのことからすれば、上記書面は存在するものの、2016年3月29日の時点で、LREが所有するモジュールハウス及び付帯設備一式を、d社に代金1億8590万円で売却する旨の契約は、そもそも実在性を有していなかったものと認められる。しかも、タウン2案件について、モジュールハウスの売上が計上された同月31日の時点においても、未だ、モジュールハウスの建材となるコンテナは輸入されておらず、LREの手元にも届いておらず、LREが売上を計上した2016年3月期時点において、モジュールハウスのd社への引渡が実現していたとも認められない。

したがって2016年3月期のLREからd社に対する売上計上は不適切であり、同計上は取り消されるべきである。また、当該売上に対応して計上された売上原価4020万円についても同様に取り消されるべきである。具体的には以下の修正処理を行う必要がある。

※1：2016年3月期のd社に対する売上高及び売上原価を取り消す。

※2：※1の売上原価に係る仮払消費税相当額を取り消す。消費税はすでに納税が完了して

いるため、損益処理による調整とする。

【修正仕訳】

(単位：千円)

会計年度	注	借方科目	金額	貸方科目	金額
2016年3月期	※1	売上高	185,902	仮受金	185,902
		前渡金	40,200	売上原価	40,200
	※2	前渡金	3,216	特別損失 <sup>6</sup>	3,216

(3) f 社案件

LREは、2015年12月22日付けで、f社から、東京都千代田区のプロジェクトに関し、委託料3000万円にて、マーケティング調査等を行う基本構想業務、行政対応等を行う基本計画業務、広告宣伝計画等を行う総合監修業務を受託する旨の業務委託契約を締結したとして、2016年3月期、f社との契約に基づき、3000万円を売上計上した。

なお、LREは、f社から同委託料の支払を受けておらず、2017年3月期、上記3000万円の売上を取り消している。

この点につき、本件訴訟において、LREは、A氏及びB氏がf社と実体を伴わない架空の契約に及んだことを主張しており、A氏及びB氏も、自己の関与を否定する一方、上記業務委託契約が実体を伴わないものであることは争っておらず、f社の代表者も、上記業務委託契約が実体を伴わない架空のものであったことを認めている。そもそも契約の内容に照らしても、LREの受託業務内容は、東京都内のビル再開発プロジェクトに係るマーケティング業務であるところ、f社は、タイル工事等を行う名古屋所在の有限会社であって、かかる業務を委託すること自体に不自然さが認められ、架空の契約である旨の関係者の供述を裏付けるものと認められる。

以上に鑑みると、LREとf社との業務委託契約は、実体を伴わない架空の契約であると認められる。

したがって、LREが、2016年3月期においてf社との契約に基づき売上を計上したことは不適切であり、売上計上を取り消すべきである。具体的には以下の修正処理を行う必要がある。

※1：2016年3月期に計上されたf社に対する架空の売上高を取り消す。

<sup>6</sup> 上記(3)記載のとおり、モジュールハウス事業に係る前渡金については特別損失で処理しており、その調整額としている。

【修正仕訳】

(単位：千円)

会計年度	注	借方科目	金額	貸方科目	金額
2016年3月期	※1	売上高	30,000	売掛金	30,000

(4) LCワールド本巢の収用に係る補償金に関する会計処理

LREは、同社が所有するLCワールド本巢の土地の一部について、国土交通省が施工する一般国道475号新設工事に伴う物件移転に関する契約を、2015年2月6日(補償金額15億2513万円。以下「**2015年2月契約**」という。)及び2015年5月7日(補償金額10億5001万円)。以下「**2015年5月契約**」という。)に締結した(以下これら一連の収用を「**本件収用**」という。)

2015年2月契約の補償金額は、圧縮記帳の対象となる対価補償金<sup>7</sup>14億252万円と、圧縮記帳の対象とならない対価補償金<sup>8</sup>の2286万円及び家賃減収補償金等の9973万円から成るところ、LREは、2015年3月期において、前者については固定負債として、後者については雑収入(営業外収益)及び売上高として、それぞれ計上した。

また、2015年5月契約の補償金額は、圧縮記帳の対象となる対価補償金9億6489万円と、圧縮記帳の対象とならない対価補償金1573万円及び家賃減収補償金等の6939万円から成るところ、LREは、2016年3月期において、前者については特別利益として、後者については雑収入(営業外収益)及び売上高として、それぞれ計上した。

さらに、LREは、2016年3月において、2015年3月期に固定負債に計上した14億252万円を取り崩して同額を特別利益として収益計上し、未購入分を含む代替資産等に関して圧縮記帳を適用し、13億1359万円の圧縮積立金(税効果会計適用後)を計上した。

この点、LREは、本件収用について、行政側の都合により、2つの契約に分割されたものの、実態としては一体の収用事業であり、実際に物件移転が行われる2016年3月期が「収用等のあった日」の属する期であると認識していた。ただし、税務上の観点から、2015年2月契約の締結時期が2015年3月期中であるため、2015年2月契約のうち圧縮記帳の対象となる対価補償金以外の補償金が、税務上当該期の収益であるとの指摘を受けるおそれがあることを考慮し、2015年2月契約のうち圧縮記帳の対象となる対価補償金に該当しない9973万円及び2286万円の補償金については、2015年3月期に収益計上した。また、LREは、本件収用に係る補償金の計上区分に関して、圧縮記帳の対象となる対価補償金については通常の営業活動外で発生した多額の収益であるため特別利益に、圧縮記帳対象とならない対価補償金については、金額も小さく重要性が低いことから営業外収益に、家賃減収

<sup>7</sup> 対価補償金額から譲渡対象資産の帳簿価額を控除した額を指す。

<sup>8</sup> 譲渡資産の帳簿価額相当額を指す。

補償金等については売上高を補填する性質を有することから売上高として計上した。

しかしながら、税法上の「収用等のあった日」については、実務上、約定日又は引渡日とすることが考えられるところ、本件収用において、「収用等のあった日」を「約定日」と認識するならば、2015年3月期及び2016年3月期の収用に係るそれぞれの契約締結時点で収用に係る補償金を収益計上し、代替資産の取得額等について圧縮記帳の会計処理を行うべきであり、一方で、これを「引渡日」と認識するならば、2016年3月期に本件収用に係る一連の補償金を収益計上し、代替資産の取得額等について圧縮記帳の会計処理を行うべきこととなる。

LREとしては、「収用等のあった日」を引渡日と認識していた以上、2015年3月期に収益計上された収用に係る補償金9973万円及び2286万円については、引渡日の属する期である2016年3月期に収益計上する必要がある。また、収益の計上区分についても、本件収用に係る補償金は、一体の収用事業であり、通常の営業行為に伴う収益ではなく、その合計額も多額であることに照らせば、その全額について特別利益として計上する必要がある。

したがって、現行の会計処理は修正することを要する。具体的内容は以下のとおりとなる。

※1：2015年3月期に収益計上された収用に係る補償金を、引渡日の属する期である2016年3月期に収益計上すべく仮受金計上する。

※2：2015年3月期に固定負債として計上された補償金は、2016年3月期に収益計上されるため流動負債へ振り替える。

※3：2015年3月期に仮受金計上した収用に係る補償金を、引渡日の属する期である2016年3月期に収益計上する。

※4：2016年3月期に雑収入(営業外収益)及び売上高として計上された補償金を、収用補償金(特別利益)へ振り替える。

【修正仕訳】

(単位：千円)

会計年度	注	借方科目	金額	貸方科目	金額
2015年3月期	※1	営業外収益	22,866	仮受金	122,602
		売上高	99,735		
	※2	その他固定負債	1,402,527	仮受金	1,402,527
2016年3月期	※3	仮受金	122,602	特別利益	122,602
		仮受金	1,402,527	その他固定負債	1,402,527
	※4	営業外収益	15,731	特別利益	85,123
		売上高	69,391		

## (5) LC ワールド本巢の資産除去債務に関する会計処理

LRE は、LC ワールド本巢に関して、2011 年 11 月に入手した LC ワールド本巢解体工事見積総額約 2 億 1000 万円(以下「**当初見積り**」という。)に基づき、2012 年 3 月期に、本館、遊館及びウェルネスモール等の地上建物に係る資産除去債務合計約 2 億 1000 万円を計上した。なお、LRE の資産除去債務の見積りは、LRE が自ら見積資料を入手した上で、かかる資料に基づき当社が実施していた。

その後、LRE は、LC ワールド本巢の資産除去債務に関する会計上の見積りの見直しは行っていなかった。

この点につき、LRE は、LC ワールド本巢の収用及び再開発に伴い、2013 年 4 月から 2016 年 11 月にかけて、複数の解体工事業者から解体工事費用の見積りを入手しているところ、これら見積金額は、当初見積りにおける見積金額と乖離していた。ただし、建物の解体工事に要する費用は、実際に解体を行わなければ、概算額の算出であっても必ずしも容易でないという性質を有しており、当社グループの過去の経験に基づいても、解体工事業者から入手した見積額と実績が乖離することは度々生じていた。現に、LRE においても、2011 年 11 月以降も、複数回にわたり、複数の解体工事業者から LC ワールド本巢の解体工事の見積りを入手したが、同じ条件で見積依頼を行ったにもかかわらず、各解体工事業者によって、見積額が大きく異なっており、有意性のある傾向は認められなかった。このような中で、いずれか見積結果をもって、当初見積りが合理性を失ったとして、新たに資産除去債務を合理的に見積もることができる情報を得られていたとまでは言い難い。

しかしながら、本調査の過程で、2014 年 12 月に、LRE は、当初見積りと同じ解体工事業者から、遊館解体工事等見積りを入手していたことが判明した(かかる見積については、LRE において収用に伴う遊館解体工事のために取得したにとどまり、当社に共有はなされていなかった)。かかる遊館解体工事見積額は 6840 万円であり<sup>9</sup>、当初見積りにおける遊館の解体工事見積額 1928 万円と大幅に乖離が生じていた。同一業者による見積りであるにもかかわらず、遊館についての解体工事見積額が、当初見積りの 1928 万円から 6840 万円と大幅に乖離していたのであるから、同時点において、遊館にかかる資産除去債務については、割引前の将来キャッシュ・フローに重要な見積りの変更が生じており、最新の遊館の解体工事見積額に基づき、遊館の資産除去債務の計上額を見直す必要があったと考えられる<sup>10</sup>。

また、2012 年 3 月期に資産除去債務を計上した時点では、本館、遊館及び物件丙を、2041 年 3 月期に取り壊すことを前提として、同時点の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを算出して資産除去債務が計上されていた。もっとも、LRE は、2015 年 2 月に LC ワールド本巢の土地の一部についての収用に関する契約を締結し、並行して LC ワー

<sup>9</sup> 最終的に、他の解体工事業者に委託して実施された遊館の解体費用実績額は 6123 万円であった。

<sup>10</sup> 企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」10 項

ルド本巢の再開発も検討しており、遅くとも 2016 年 3 月期には、再開発に伴う本館の取壊しを予定し、現に本館について個別に減損損失を計上している。このように、本館、遊館及び物件丙いずれについても、解体見込時期が大幅に、且つ具体的に早期化されている状況に照らせば、これらの資産の解体見込時期の早期化に伴い、将来キャッシュ・フローを算出し直し、資産除去債務の計上額を補正する必要があったと考えられる。

したがって 2015 年 3 月期、2016 年 3 月期及び 2017 年 3 月期(2016 年 6 月 30 日以前)において以下の修正処理が必要となる。

- ※1：遊館の資産除去債務を新たに入手した見積りに基づいて追加計上する。
- ※2：遊館及び物件丙の資産除去債務を解体予定日までの残存期間に応じて追加計上する。
- ※3：時間経過に伴う遊館及び物件丙の資産除去債務及び減価償却費を追加計上する。
- ※4：遊館及び物件丙の解体に伴い固定資産除却損を追加計上する。
- ※5：遊館及び物件丙の解体に係る費用に資産除去債務を充当する。
- ※6：本館の資産除去債務を解体予定日までの残存期間に応じて追加計上する。
- ※7：本館の減損損失を計上する。
- ※8：時間経過に伴う資産除去債務を追加計上する(2016 年 6 月 30 日以前)。

#### 【修正仕訳】

(単位：千円)

会計年度	注	借方科目	金額	貸方科目	金額
2015 年 3 月期	※1	建物及び構築物(純額)	25,595	資産除去債務	25,595
	※2	建物及び構築物(純額)	23,701	資産除去債務	23,701
2016 年 3 月期	※3	売上原価	990	資産除去債務	990
		売上原価	5,244	建物及び構築物(純額)	5,244
	※4	特別損失 <sup>11</sup>	44,052	建物及び構築物(純額)	44,052
	※5	資産除去債務	50,287	特別損失	50,287
	※6	建物及び構築物(純額)	55,173	資産除去債務	55,173
	※7	特別損失	55,173	建物及び構築物(純額)	55,173
2017 年 3 月期	※8	売上原価	277	資産除去債務	277

<sup>11</sup> 連結財務諸表の開示においては、収用に関連する損失として、収用補償金(特別利益)と相殺して表示される。

### 第3 類似事象の検討

#### 1 検証方法

上記第2記載のとおり、調査の結果、不適切であったと認められた会計処理は、2015年3月期及び2016年3月期において、LREが、架空の売上や外注委託料等を計上していたほか、回収可能性の乏しい前渡金を資産計上していたものであった。

社内調査委員会による調査の結果、これらの不適切な会計処理に当社役員が関与した事実は認められず、本案件は当時LREの役員であったA氏らの関与の中で行われた、いわばLRE内の問題であり、他の当社グループ会社には波及するものでないと考えられる。

社内調査委員会は、上記の点を踏まえ、本案件と類似(又は関連)する事象の有無を確認するため、LREの取引について、以下の視点から検証を実施した。

- ① 取り消すべき収益取引(売上高、営業外収益、特別利益)の検証
- ② 重要資産勘定科目の回収可能性の検証

なお、本案件のうち、LCワールド本単の収用補償金及び資産除去債務についても会計処理に適切でなかった点があり、修正が必要ではあるものの、これらの会計処理は、いずれも、LRE又は当社が意図的に操作したものとは認められず、会計処理上の誤謬であると認められるため、この事実をもって、他に類似取引が存在すると疑うべき事情と捉えるべきとは認め難い。また、本件収用は臨時的な取引であり、本件収用に関する取引は全て上記第3の4において検証したこと、LCワールド本単の建物に関する資産除去債務は、上記第3の5において解体された全ての建物について検討したことから、上記の検証範囲には含まないこととした。

#### 2 検証結果

##### (1) 取り消すべき収益取引の検証結果

実体のない収益を計上しようとしたと疑われる取引は認められなかった。

##### (2) 重要資産勘定科目の回収可能性の検証結果

LREが2015年3月期末又は2016年3月期末に残高を有していた相手先について、資産項目の残高推移を検証した結果、回収可能性に疑義が認められた取引については詳細な内容確認を行った。

その結果、LREが2016年3月期に計上したg社に対する短期貸付金について、以下の修正が必要であると認められた。



LRE は、2015 年 12 月に g 社に対して、2016 年 2 月末を返済期日として 4000 万円を貸し付けた。上記返済期日に弁済がなされず、LRE は、g 社との間で、2016 年 4 月から 2017 年 3 月末までの 12 回分割払いとする 2016 年 3 月 25 日付け確約書(以下「**g 社確約書**」という。)を締結した。

g 社確約書に基づき延長された初回の返済期日は 2016 年 4 月 29 日であったが、g 社から弁済はなされず、その後のいずれの返済期日においても弁済はなかった。この点、LRE は、2017 年 3 月期第 1 四半期に、2016 年 6 月末までに返済期日を超過した金額に基づき 255 万円を破産債権等へ振り替え、同額の貸倒引当金を計上した。また、LRE は、2017 年 12 月期末に残額 3745 万円を破産債権等へ振り替え、同額の貸倒引当金を計上した<sup>12</sup>。

しかしながら、LRE は、2016 年 3 月 25 日に g 社確約書を締結し、貸付けから 3 か月後の 2016 年 2 月末に回収予定であった債権について、最終返済期限を 2017 年 3 月末まで延長していることに照らせば、弁済条件を大幅に緩和したと認められる。したがって、2016 年 3 月期末において、g 社に対する短期貸付金債権は、貸倒懸念債権<sup>13</sup>に区分し、貸倒見積高を個別に算定すべきであったと考えられる。

この点、LRE 及び g 社は、g 社確約書の締結同日に、「確約書に関する覚書」を締結し、少なくとも 2016 年 9 月末日までの返済計画を具体化した「返済計画一覧表」を作成しており、g 社確約書締結時点においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを一定程度見積もることが可能だったとも思われる。もっとも、結局、g 社確約書による延長後、最初の返済期日であった 2016 年 4 月 29 日においても、g 社からの弁済はなされず、次の返済期日であった同年 5 月 31 日にも弁済はなかった。このような状況に鑑みると、2016 年 3 月 25 日に作成された返済計画の実現可能性は乏しく、その他に追加で担保等を付したなどの事情が見られない中では、2016 年 3 月期末の貸付金残高 4000 万円及びそれに係る未収利息 1 万円全額について回収可能性が乏しかったと言わざるを得ない。g 社確約書の締結及び返済計画の作成が、2016 年 3 月 25 日になされていたことに照らせば、上記各事情は、修正後発事象として、2016 年 3 月期の会計処理に反映させるべきであった。具体的には、以下の修正処理を行う必要がある。

※1：回収不能となった g 社に対する貸付金及び未収利息について、破産債権等に振り替えるとともに貸倒引当金を計上する。

※2：LRE が 2017 年 3 月期(2016 年 6 月 30 日以前)に計上した破産債権等への振替え、貸倒引当金及び受取利息計上を取り消す。

<sup>12</sup> ただし、DA 社の連結財務諸表では、当該貸付金については 2016 年 6 月末の LRE 受入時に全額が回収できないものとして会計処理した上で、受入処理を行っており、持分法投資損益を通じて当該処理が当社の連結財務諸表にも反映されている。

<sup>13</sup> 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 27 項 2 号

【修正仕訳】

(単位：千円)

会計年度	注	借方科目	金額	貸方科目	金額
2016年3月期	※1	破産債権等	40,000	その他短期貸付金	40,000
		破産債権等	19	未収利息	19
		営業外費用	40,019	貸倒引当金	40,019
2017年3月期	※2	その他短期貸付金	2,547	破産債権等	2,547
		貸倒引当金	2,547	営業外費用	2,547
		営業外収益	575	未収利息	575

#### 第4 当社連結財務諸表への影響

上記第2及び第3の調査結果等によれば、2016年6月30日時点のLREの純資産が4億3733万円減少することとなる。ただし、上記第2の1記載のとおり、当社は2016年6月30日にLREの全株式をDA社の子会社であるリータ社に売却しており、当社の2017年3月期の連結財務諸表において、当該LREの純資産の減少は、LRE株式売却による関係会社株式売却損3億6114万円に影響することとなる。

2016年6月30日以前のLREの個別財務諸表の修正及びLRE株式売却に伴う関係会社売却損の修正により、当社の過年度の連結財務諸表に与える影響額のサマリーは以下のとおりである。

連結財務諸表への影響額

(単位：千円)

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期(※)
売上高	△310,235	△254,902	-
営業利益	△230,735	△220,937	8,118
経常利益	△253,602	△260,957	10,090
当期純利益	△253,602	△193,819	447,421
純資産(累積)	△253,602	△447,421	-

(※)2016年6月30日のLRE株式売却までの影響を集計・反映<sup>14</sup>

#### 第5 原因分析及び再発防止策の提言

第2及び第3記載のとおり、社内調査委員会の調査の結果、不適切と認められた会計処

<sup>14</sup> なお、当社は、LREの全株式をリータ社に売却したことにより、LREは当社の子会社ではなくなっていることから、本調査報告書では、LRE売却後の当社連結財務諸表への影響については言及していない。

理そのものは、LRE において行われており、当社が直接架空取引等に関与した事実は認められなかった。もっとも、当社は、LRE の会計処理を連結決算において取り込み、当社としての連結財務諸表を作成し、有価証券報告書等を提出している以上、LRE による不適切な会計処理は、当社自身の問題として受け止めるべき事案である。

社内調査委員会は、調査結果を踏まえ、以下のとおり、不適切な会計処理の原因背景を、主として、当社による LRE への管理体制、LRE 自身の内部統制機能、当社内部における連携、会計監査人に対する情報提供等の視点から整理した上で、再発防止策を提言する。

## 1 原因分析

### (1) 当社が LRE に生じた重要事象を把握できていなかったこと

上記第 2 の 2(1)乃至(3)記載の各案件は、LRE において、実体と異なる契約書を作成するなどして、不適切な会計処理を行ったものである。もっとも、例えば、上記第 2 の 2(1)記載の b 社の案件では、2015 年 3 月期に、LRE は、架空の契約に基づき合計約 2 億円の売上を計上しているところ、2 億円という金額は、当時の当社グループの連結売上高約 64 億円の 3%にも相当する高額な契約であったにもかかわらず、当社は、各物件の売買契約に関して、LRE が a 社から業務委託を受けているという事実も正確に把握していなかった。また同様に、上記第 2 の(2)記載のモジュールハウス事業に関して、当社は、2016 年 5 月に、請負金額 3 億円もの d 社建築工事請負契約を LRE が解除していることを認識しておらず、当該解除の事実を 2016 年 3 月期の会計処理において、修正後発事象として反映させることもできていなかった。

この点、当社は、当社の関係会社管理規程に基づき、グループ会社管理を行っており、LRE が当社子会社であった当時、同規程においては、当社の経営企画責任者が、子会社における情報を統括することとされていた。また、当社は、一部の役職員に、子会社の役員を兼任させており(以下、当社に属しつつ子会社との役員を兼任している者を「兼任役員」という。)、当該兼任役員を通じて子会社の情報を収集することが想定されていた。

もっとも、当社の経営企画責任者は、子会社の予算と実績の差等については個別に確認することとしていたものの、子会社に対して重要な取引について一律に報告義務を課したり、経営上の重要性やリスクに応じた重点的な子会社管理を行おうとしていたなどの事情は窺われない。それに加えて、LRE については、2015 年 3 月以降、兼任役員が順次当社を退任し、A 氏らが LRE に専従するようになった以降の時期においては、兼任役員がおらず、兼任役員を通じた情報収集という仕組みは機能しなくなっていた。

また、当社の決算対応においても、各子会社に対して、単体の決算情報(連結パッケージ)の提出を求める際に、期末以降の事象にも留意していたものの、後発事象に関する確認・対応プロセスについてのルールは定めておらず、3 月期末以降の決算対応の中で、子

会社に対して個別に後発事象の有無を確認するといった手続もとっていないかった。

このように、各子会社の特性に応じた管理体制が構築されておらず、後発事象についての報告ルールも明確に定められていなかったことは、2015年3月期及び2016年3月期当時、当社が、当社グループとして金額的に相当な規模を有するLREの各取引の状況を正確に把握することができなかった原因の1つとなったと考えられる。

## **(2) 子会社自身の内部統制機能の不十分さ**

上記第2の2(1)乃至(3)記載の各案件については、当時のLREの取締役らが関与する中でなされた案件であり、その意味では通常の業務過程で発生する取引案件とは異なる特殊案件的な側面があったとも考えられるが、これらの各案件に係る取引や会計処理においては、LRE内部における所要手続自体が適切に履行されていなかった。

例えば、上記第2の2(2)エのd社案件では、両者の押印が交わされた売買契約書が存在せず、また、目的物の引渡しについて検収が行われたことを示す証憑も存しない状況にもかかわらず、売上を計上していた。また、モジュールハウス事業に関連して作成された多数の契約書について、後日稟議手続を行い、契約日付が期を跨ぐ形でバックデートされていたが、このような手続の適切性について疑義が呈された事実も窺われない。さらに、上記第2の2(2)ウ記載のとおり、LREは、モジュールハウス事業に関連して、c社に対して、合計約1億5000万円もの前渡金を支払っているが、これに先立って、同社の与信調査等を行った事実も認められない。

このように、LREにおいては、少なくとも上記各案件については、契約書の作成や証憑の確認、及び取引先の与信管理等が適切に行われておらず、このようなLRE内部におけるチェックや牽制等が十分に機能しなかったことが、架空取引の実行を許してしまった原因の1つであると考えられる。

## **(3) 当社内部における連携不足**

上記第2の2(1)1乃至(3)記載のとおり、本件訴訟において、LREは、2016年7月に提出した準備書面以降、A氏及びB氏による、実体を伴わない架空取引の事実を一貫して主張していた。

当社は、2016年6月に、LRE株式を売却し、それ以降、LREは当社子会社ではなくなったものの、本件訴訟においては、当社自身も当事者となっており、少なくとも2017年1月27日に弁論が分離されるまでは、LREの主張は把握可能な状況であった。もっとも、当時、当社における本件訴訟の担当者は、本件訴訟について、LRE側の具体的な主張内容を確認しておらず、LREの主張内容等に関する情報を、当社の経理部門等に共有するなどの対応はとっていないかった。

本件訴訟において、LREが、架空取引の事実、即ち当社の子会社であった当時のLREに

おける会計処理の適切性に関する疑義を主張していたにもかかわらず、当該事実が当社経理部門等に情報共有されていなかったことは、当社内部において、本件訴訟を対応する部門と、経理部門との連携が不十分であったことを示すものと考えられる。

#### **(4) 会計監査人(監査法人)に対する情報提供が不十分であったこと**

上記第2の2(2)エ記載のとおり、LREは、2016年5月に、d社建築工事請負契約を解除したにもかかわらず、当社は、2016年3月期の決算手続の中で、2016年6月20日付け経営者確認書において、後発事象が生じていない旨を会計監査人に回答していた。上記(1)記載のとおり、そもそも当社においても、当時、解除の事実を把握していなかったが、その結果として、会計監査人に対しても、正確な情報を提供することができていなかったことにより、後発事象が正確に反映されなかったものと考えられる。

本件訴訟についても同様に、当社は、本件訴訟においてLREが架空取引を主張している事実を、当社経理部門だけでなく、会計監査人に対しても情報共有していなかった。

このように、当社がLREから情報を十分に収集できていなかったことや、当社内部において情報を適切に共有できていなかったことなどに起因して、会計監査人に対して、十分に情報を提供できていなかったことも、不適切な会計処理の発見や迅速な是正がなされなかった原因の1つであると考えられる。

#### **(5) 適切な会計処理についての当社及びLRE関係役員の意識の不足・欠如**

上記第2の2(1)乃至(3)記載の各案件は、いずれも、当時のLREの取締役らが関与・承認して実行されたものであり、当該取締役らには、適切な会計処理についての意識が欠如していたと言わざるを得ない。

当社の元役員についても、当社が2016年6月にLREの全株式をリータ社に売却したことによりLREが子会社でなくなったという事情があったにせよ、本件訴訟の主張内容を把握しているか、又は主張内容を把握する機会があったにもかかわらず、その重大性を看過し、会計処理の修正の可否を検討したり、関係部門に検討を求めるなどしていないことに照らせば、適切な会計処理に対する意識が不足していたと考えられる。

## **2 再発防止策の提言**

### **(1) グループ会社管理体制の強化**

当社においてLREにおける高額な取引や、後発事象といった事業内容を正確に把握できていたとは言い難いことを踏まえると、各子会社の情報収集方法を見直すべきである。

当社は、2020年3月16日、当社グループ管理規程を改訂し、当社の法務チーム、人事・

総務チーム、財務・経理部、経営企画室、内部監査室、IT チームを「連携推進部署」と位置付け、各部署が、それぞれ子会社との情報の連携を図る形に改め、上記各部署において、リスク発生の防止及び軽減のため、子会社に必要な支援及び指導を行い、内部統制の連携と推進を行うこととされ、情報収集の対象となる子会社情報の範囲も拡大された。今後は、当該改訂内容を各子会社に周知した上、上記改訂に沿って、実効的かつ的確に情報収集体制が運用されるとともに、その運用状況を踏まえて、適宜必要な見直しを行い、グループ会社管理体制の強化を図るべきである。

特に、当社は、2016年3月期当時においては国内外に16社の連結子会社を擁しており、2020年3月時点においても、その数はなお国内外併せて13社に及ぶことから、各子会社の事業内容や事業規模に照らして、その実施細目等で報告基準等を区別する等、事業内容やリスクに応じた情報収集体制を構築することが必要である。

## **(2) 当社内における情報共有体制の強化**

当社内部における連携不足が、より早期に不適切な会計処理を是正するに至らなかった原因となった可能性があるところ、当社は、当社グループ管理規程を改訂し、当社各連携推進部署がそれぞれ子会社から情報を収集する体制に変更されたものの、同規程上は、当社内の連携推進部署間の情報連携の具体的方法が明確に定められてはいない。

今後は、当社連携推進部署が、それぞれ子会社から吸い上げた情報を社内に適切に共有・展開するための仕組みをより具体的に整備する必要がある。

## **(3) 会計コンプライアンス遵守の意識の再確認**

当社は、上場会社として、適切に会計処理を行い、正確な有価証券報告書等を提出しなければならないことは言うまでもないところ、上記1(5)記載のとおり、当社の元役員らにおいて、適切な会計処理等に対する意識が不十分であったことは否定し難い。

当社は、全役職員に対して会計コンプライアンスに係る法令、会計基準等についての社内研修・教育等を実施するとともに、新たな事象に対する会計基準等の適用を検討したり、過去の会計処理等の適否をあらためて検証したりするような場合には、会計監査人や外部の各種専門家に対して、適時適切に相談を行うことも肝要である。

また、LREは当社子会社ではなくなっているものの、今後、他の子会社において、不適切な会計処理が行われることのないよう、各子会社の役職員らに対して、上場会社の子会社として、コンプライアンス意識の徹底を図ることはもとより、当社の関係役職員に対しても、親会社として、各子会社の事業実態を把握し、自社グループとして問題をとらえるべく、コンプライアンス遵守の意識の徹底を図る必要がある。

現在、当社は、不動産関連事業から病院関連事業へと主たる事業を移行させ、コーポ

レート・ガバナンス体制も監査等委員会設置会社から監査役会設置会社に回帰させるなど、本件各事案が発生した当時とは、その事業内容・体制に変化が生じているものの、今般、外部から本件指摘を受けるまで、不適切な会計処理の是正に至らなかったこともまた厳然たる事実である。当社は、かかる事実に思いを致し、本件を過去の事案と片付けることなく、また、本件における不適切な会計処理の発生及び長期間の不是正という事態が、当時の当社子会社及び当社の役員から生じたことへの反省に立ち、上記子会社からの情報提供・その当社内での共有に関する仕組みの整備を図るとともに、その実効性を確保するためのグループ会社も含めた全社的なコンプライアンス意識・会計リテラシーを向上させる施策を講じ、役職員問わず、構成員が問題に気付き、それを共有し、その解決・解消につなげていくことのできる、風通しのよい企業文化を醸成していくことが肝要であると考え

以 上